

原管発官26第200号

平成26年10月20日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東京電力株式会社
原子力運営管理課

福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年10月20日より次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成26年10月20日
東京電力株式会社

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁	変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">II-3</p>	<p style="text-align: center;">別添2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浜江町、志野町、いわき市、田村市、南相馬市、川内町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浜江消防署、平消防署、小名浜消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を利用した全線送 ※4 : メールによる連絡 </p>	<p style="text-align: center;">別添2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浜江町、志野町、いわき市、田村市、南相馬市、川内町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浜江消防署、平消防署、小名浜消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を利用した全線送 ※4 : メールによる連絡 </p>	<p style="text-align: center;">原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-4	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 電話によるフクシマセンター着信の確認 フクシマセンターによる送信 電話等による連絡 </p> <p> ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯沼村 ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平田消防署、小名浜消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3：フクシマセンター、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4：メールによる連絡 </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 電話によるフクシマセンター着信の確認 フクシマセンターによる送信 電話等による連絡 </p> <p> ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯沼村 ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平田消防署、小名浜消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3：フクシマセンター、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4：メールによる連絡 </p>	<p>原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II・5	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
<p>II-6</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>■ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告書 ● フラッシュによる連絡 → 電話等による連絡</p> <p>※1: 浪江町、志保町、いわき市、新井市、南相馬市、川内町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署 ※3: 伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署</p> <p>※4: 災害対策本部等が設置されている場合に限る ※5: フラッシュより、電話等による連絡手段が選択された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※6: メールによる連絡</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>■ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告書 ● フラッシュによる連絡 → 電話等による連絡</p> <p>※1: 浪江町、志保町、いわき市、新井市、南相馬市、川内町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署 ※3: 伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署</p> <p>※4: 災害対策本部等が設置されている場合に限る ※5: フラッシュより、電話等による連絡手段が選択された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※6: メールによる連絡</p>	<p>原子力規制庁組織改編に伴う変更</p>

頁	変更前	変更後	理由
II-7	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外避難での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外避難での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>原子力規制庁組織改編に伴う変更</p>